

児童手当について

現在の児童手当の制度について、あらためてお知らせするものです。

大切な3つのお知らせです。必ずご確認ください。

(1) 特例給付には所得上限額があります

⇒所得額により手当が支給されない場合があります。

令和4年6月分(10月支給分)から、児童を養育している方の所得が下表の②所得上限額以上の場合、児童手当等は支給されなくなりました。

【注意】 所得上限額以上で児童手当等が不支給となった後に、翌年以降の所得が所得上限額を下回った場合は、あらためて各区子育て支援課へ新規申請が必要です。

児童を養育している方の所得により、支給額が異なります。下表の

- ・①未満の場合 …児童手当(児童1人あたり 月額10,000円または15,000円)
- ・①以上②未満の場合 …特例給付(児童1人あたり 月額5,000円)
- ・②以上の場合 …支給なし

扶養親族等の数※1 (カッコ内は例)	①所得制限限度額		②所得上限額	
	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)※2	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)※2
0人 (前年末に児童が生まれていない場合等)	622	833.3	858	1,071
1人 (児童1人の場合等)	660	875.6	896	1,124
2人 (児童1人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	698	917.8	934	1,162
3人 (児童2人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	736	960	972	1,200
4人 (児童3人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	774	1,002	1,010	1,238
5人 (児童4人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	812	1,040	1,048	1,276

※1 扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者及び扶養親族(里親などに委託されている児童や施設に入所している児童を除きます。以下、「扶養親族等」といいます。)並びに扶養親族等でない児童で前年の12月31日において生計を維持したものの数をいいます。扶養親族等の数に応じて、限度額(所得額ベース)は、1人につき38万円(扶養親族等が同一生計配偶者(70歳以上の者に限ります。))又は老人扶養親族であるときは44万円)を加算した額となります。

※2 「収入額の目安」は、給与収入のみの場合の収入額です。あくまで目安であり、実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除した後の所得額で所得上限額等と比較します。

(2) 現況届の提出は原則不要です

⇒毎年提出いただいていた現況届の提出は原則不要とし、公簿等を確認して審査します。現況届の提出が必要な方にのみ、6月に現況届を送付します。

(現況届の提出が必要な方)

- ・支給要件児童の戸籍や住民票がない方
- ・離婚協議中で配偶者と別居されている方
- ・法人である未成年後見人、施設等の受給者の方
- ・その他、福岡市から提出の案内があった方

※令和3年度の現況届が未提出の方、令和4年度の現況届の提出が必要な方で未提出の方は、提出が必要です。

※公簿等で所得情報等が確認できない場合や、配偶者の方の所得が高い場合は、別途、必要書類の提出や配偶者の方の新規申請が必要になることがあります。

裏面に続きます。
必ずご確認ください!

(3) 変更事項は届出が必要です

●①、②の変更があった方は届出が必要です。(変更の時期によって届出先が異なります。)

- ①就職・退職により加入する**年金が変更**になった方(国民年金から、厚生年金になったなど)で、令和2年6月1日以後に生まれた児童を養育している方
- ②配偶者と**婚姻・離婚**した方(離婚協議中の受給者が離婚をしたときを含む)

【届出先】

- 令和4年6月1日(令和4年5月以降に新規申請をされた方は申請日)から、令和5年5月31日までに生じた変更

⇒福岡市児童手当コールセンターへ、必ずご連絡ください。

【福岡市児童手当コールセンター】

Tel 092-711-5484 fax 092-733-2504 平日9:30~17:30(月曜日のみ19:00まで)

- 令和5年6月1日以降の変更(①は、変更時点で3歳未満の児童を養育している場合のみ)

⇒各区子育て支援課へ、必ずご連絡ください。

【各区子育て支援課 Tel】

博多区 092-419-1080

中央区 092-718-1101

東区 092-645-1068

南区 092-559-5123

城南区 092-833-4103

早良区 092-833-4354

西区 092-895-7065

●以下の変更があった方も、届出が必要です。

- 出生などにより、養育する児童が増えたとき
- 受給者や配偶者、児童の氏名が変わったとき
- 受給者と児童が別居になるとき
- 住民票所在地でない福岡市の住所に居住する受給者、児童の住所地が変わったとき
- 受給者が福岡市外(海外含む)に転出したとき
- 福岡市外に住む配偶者、児童が転居したとき
- 児童との同居別居を問わず、児童を養育しなくなったとき
- 国内で児童を養育している者として、海外に住んでいる父母から「父母指定者」の指定を受けるとき

⇒各区子育て支援課へ、必ずご連絡ください。

※変更の届出がされないと、手当の過払いが発生し、過払金を返還いただくことになる場合がありますので、確実に届出をお願いいたします。

公務員の方へ

公務員の場合は、勤務先から児童手当が支給されます。

以下の場合、その翌日から**15日以内**に**各区子育て支援課と勤務先**に届出・申請をしてください。

○公務員になった場合

○退職等により、公務員でなくなった場合

○公務員ではあるが、勤務先官署の変更により、児童手当を市町村で申請する場合、または職場で申請をする場合

※届出が遅れると、勤務先と福岡市での二重支給が生じ、過払金を返還いただくことになる場合がありますので、確実に届出をお願いします。